

山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和5年8月29日（火）

本日の記者発表及び令和5年9月のお知らせ等

I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和5年7月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	「ユースエール認定企業」の認定式について	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 令和5年9月8日に、若年者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業である「ユースエール認定企業」として県内の総合建設業では初めての認定(8月23日付け)された植野興業株式会社の認定式を行います。

3	長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果について	担当	監督課
		TEL 055-225-2853	

- 令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して、管下の労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

4	令和5年度 全国労働衛生週間	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

- 【趣旨】
労働者の健康管理や職場環境の改善等、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として実施します。
【準備期間】: 令和5年9月1日から9月30日まで
【本週間】: 令和5年10月1日から10月7日まで
【スローガン】
『目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場』

II 行事予定等

1	山梨県主催「2023合同就職面接会」	担当	ハローワーク甲府 職業相談第一部門
		TEL 055-232-6060 (41#)	

- 日程: 令和5年9月9日(土)
 - ・面接対策セミナー 12:15~13:00
 - ・合同就職面接会 13:00~16:00※ハローワーク相談コーナーを開設します。
開催方法: オンライン形式(事前登録制)
参加企業: 75社予定

Ⅲ 今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き(令和5年8月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きについて公表します。
公表予定日 令和5年9月29日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階大会議室

2	令和5年度山梨県産業安全衛生大会 (安全衛生に係る優良事業場等に対する山梨労働局長表彰式)	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

- 日時: 令和5年10月5日(木)13:30~
会場: 山梨県立文学館 講堂
公表予定日 令和5年9月29日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階大会議室

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご利用ください。

ハローワークからのお知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 令和5年9月29日(金)10:30~】

参加者
募集中!

参加無料

要事前申し込み

2023 / 合同就職面接会

Job interview in Yamanashi by Online

オンライン

事前登録
申し込み
締め切り

9月8日(金)
正午まで

※定員に達した場合は、登録
申込を終了する場合があります。
ご了承ください。

令和5年9月9日(土)
12:15~16:00(予定)

参加企業

75社予定

詳細はホームページでご確認ください

「Zoom」による
オンライン開催

山梨県は、主には就職氷河期世代を
含む一般求職者に、良質な雇用の場
を提供するため、合同就職面接会・
求職者セミナーを開催します。



面接対策セミナー(12:15~)

「あなたの可能性を
広げて伝える面接対策」

講師

人事コンサルタント

高橋 健太郎氏

学校・企業・行政等で、就職支援活動全般やキャリア科目、ビジネススキル研修などの講演・研修を年間200本以上行う。「行動心理学」や「脳科学」を取り入れた人間関係構築や営業・接客販売力アップのための研修、講演が好評。



やは
また
ら
な
し



合同就職面接会(13:00~)

各ブース・コーナーごとのブレイクアウトルームを設けます。
(※面接ではなく説明のみの企業もあります。)

■ 企業ブース (県内企業75社を予定)

■ 相談コーナー

(ハローワーク、キャリアコンサルティング、移住・UIターンほか)

■ 詳細はこちらから↓

<https://www2.sannichi.co.jp/2023godo/>

2023合同就職面接会 山梨

検索

雇用保険を受給中の方は
ハローワーク職業相談コーナーを
訪問していただくと
求職活動の実績となります

※企画内容を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

■主催 山梨県 ■共催 山梨労働局 / ハローワーク

問い合わせ先 / 山梨日日新聞社広告局「2023合同就職面接会」係

TEL055-231-3137(平日10:00~17:00)

✉ shushoku@sannichi-ybs.co.jp



ホームページ



事前登録

山梨労働局発表
令和5年8月29日

職業安定部職業安定課
職業安定課長 齊藤 章 司
地方労働市場情報官 日向 和也
電話 055-225-2857 (内線402・407)

山梨県の労働市場の動き（令和5年7月分）

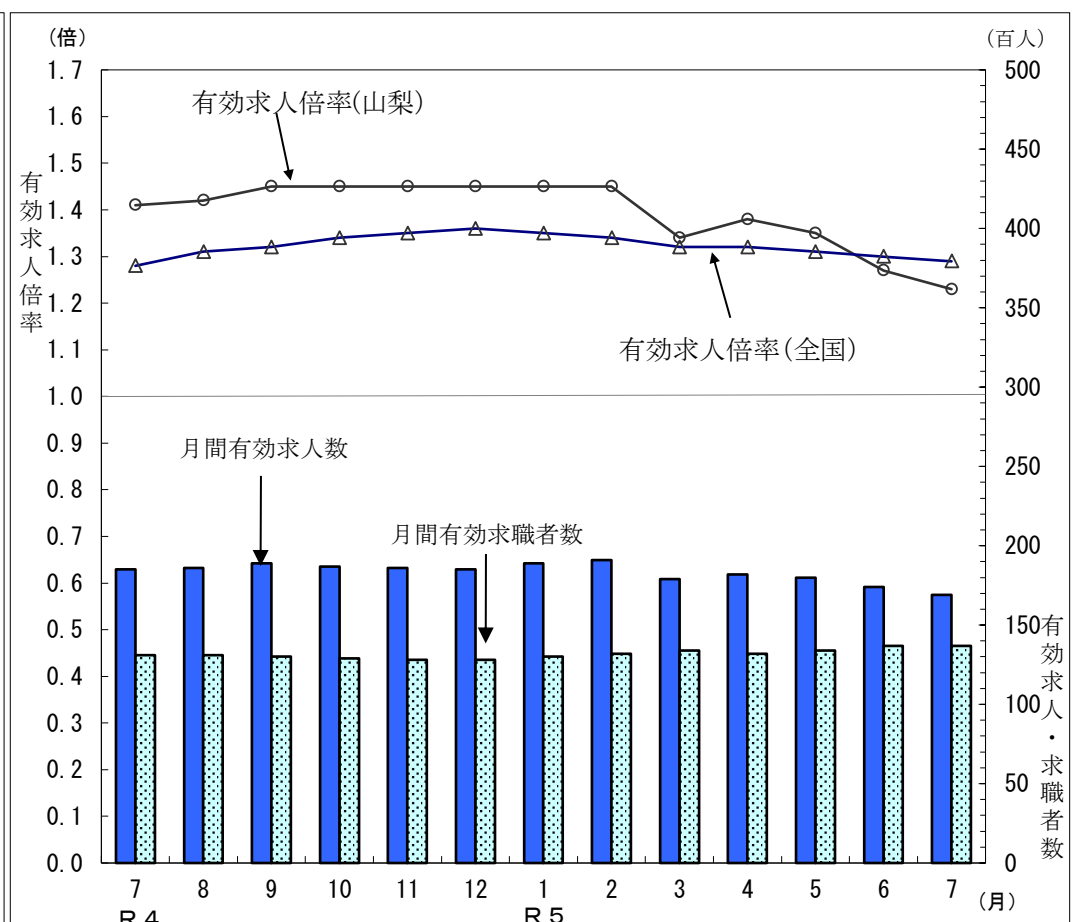
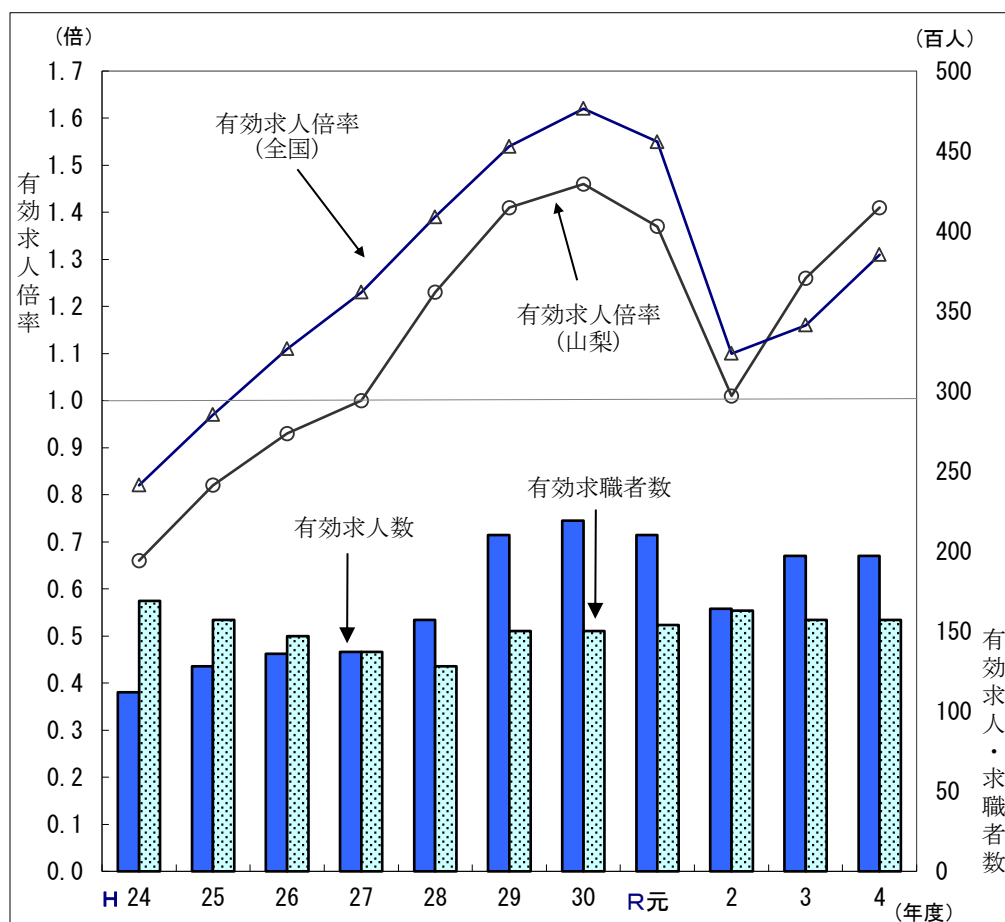
○有効求人倍率（季節調整値）は**1.23倍**で、前月に比べて0.04ポイント低下。
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.09倍**で、前月に比べて0.16ポイント上昇。
○正社員有効求人倍率は**0.92倍**で、前年同月に比べて0.08ポイント低下。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりとまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は16,923人となり、前月に比べ▲3.0%(515人)減少し、有効求職者（同値）は13,736人で前月に比べ0.4%(59人)増加しました。（※2-1, 10-2参照）

新規求人（原数値）は5,505人となり、前年同月と比較すると▲11.1%(688人)減少しました。これを主な産業別でみると、建設業10.4%(46人)、生活関連サービス業, 娯楽業34.4%(88人)、教育, 学習支援業3.3%(3人)は増加しましたが、製造業▲16.0%(140人)、情報通信業▲27.8%(15人)、運輸業, 郵便業▲6.3%(17人)、卸売業, 小売業▲9.6%(67人)、学術研究, 専門・技術サービス業▲24.4%(32人)、宿泊業, 飲食サービス業▲1.6%(9人)、医療, 福祉▲6.9%(82人)、サービス業▲28.0%(333人)は減少しました。（※3参照）

新規求職者（原数値）は2,520人となり、前年同月と比較すると▲0.4%(10人)減少しました。そのうちパートタイムは947人で5.5%(49人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は311人で9.1%(26人)増加し、自己都合離職者は1,008人で▲0.1%(1人)減少しました。（※4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
県	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41
全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31

有効求人倍率（季節調整値）

月	R4 7	8	9	10	11	12	R5 1	2	3	4	5	6	7
県	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35	1.27	1.23
全国	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
4. ▲は減少である。
5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
(P:ポイント)								
項 目	年 月	5年7月	5年6月 (前月)	4年7月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	13,387	13,946	12,784	-	-	4.7	603
	季節調整値	13,736	13,677	13,138	0.4	59	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,520	2,835	2,530	-	-	▲ 0.4	▲ 10
	季節調整値	2,795	2,976	2,846	▲ 6.1	▲ 181	-	-
3	月間有効求人数(人)	16,896	17,588	18,402	-	-	▲ 8.2	▲ 1,506
	季節調整値	16,923	17,438	18,480	▲ 3.0	▲ 515	-	-
4	新規求人数(人)	5,505	6,264	6,193	-	-	▲ 11.1	▲ 688
	季節調整値	5,851	5,745	6,567	1.8	106	-	-
5	就職件数(件)	838	957	857	-	-	▲ 2.2	▲ 19
6	紹介件数(件)	2,459	2,695	2,555	-	-	▲ 3.8	▲ 96
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.26	1.26	1.44	-	-	-	▲ 0.18
	季節調整値	1.23	1.27	1.41	-	▲ 0.04	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	2.18	2.21	2.45	-	-	-	▲ 0.27
	季節調整値	2.09	1.93	2.31	-	0.16	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	33.3	33.8	-	-	-	▲ 0.6
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	15.2	15.3	-	-	-	1.4

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
 - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
 - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
 - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
 - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
 - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
 - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。

正社員の職業紹介状況

年 月	全体の有効求人倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率 (就職件数/新規求職者数)%		
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員
								正社員	非正社員				正社員	非正社員				正社員	非正社員			
令和4年 7月	1.41	1.00	7,454	7,448	2,530	1,622	908	64.1	35.9	6,193	2,327	3,866	37.6	62.4	857	329	528	38.4	61.6	33.9	20.3	58.1
8月	1.42	0.99	7,512	7,474	2,725	1,666	1,059	61.1	38.9	5,810	2,383	3,427	41.0	59.0	878	341	537	38.8	61.2	32.2	20.5	50.7
9月	1.45	1.05	7,496	7,868	2,805	1,679	1,126	59.9	40.1	7,497	3,203	4,294	42.7	57.3	891	351	540	39.4	60.6	31.8	20.9	48.0
10月	1.45	1.06	7,532	7,994	2,827	1,713	1,114	60.6	39.4	6,428	2,571	3,857	40.0	60.0	930	373	557	40.1	59.9	32.9	21.8	50.0
11月	1.45	1.09	7,343	8,032	2,506	1,491	1,015	59.5	40.5	5,476	2,365	3,111	43.2	56.8	837	367	470	43.8	56.2	33.4	24.6	46.3
12月	1.45	1.09	7,001	7,630	2,121	1,324	797	62.4	37.6	6,791	2,814	3,977	41.4	58.6	754	299	455	39.7	60.3	35.5	22.6	57.1
令和5年 1月	1.45	1.01	7,411	7,466	3,441	2,039	1,402	59.3	40.7	7,014	2,413	4,601	34.4	65.6	684	281	403	41.1	58.9	19.9	13.8	28.7
2月	1.45	0.96	7,852	7,558	3,199	1,943	1,256	60.7	39.3	6,344	2,392	3,952	37.7	62.3	989	305	684	30.8	69.2	30.9	15.7	54.5
3月	1.34	0.91	8,280	7,555	3,294	2,008	1,286	61.0	39.0	6,682	2,766	3,916	41.4	58.6	1,651	463	1,188	28.0	72.0	50.1	23.1	92.4
4月	1.38	0.92	8,078	7,404	3,638	2,043	1,595	56.2	43.8	6,411	2,429	3,982	37.9	62.1	941	350	591	37.2	62.8	25.9	17.1	37.1
5月	1.35	0.89	8,091	7,238	3,008	1,713	1,295	56.9	43.1	5,827	2,275	3,552	39.0	61.0	967	314	653	32.5	67.5	32.1	18.3	50.4
6月	1.27	0.92	7,984	7,359	2,835	1,705	1,130	60.1	39.9	6,264	2,782	3,482	44.4	55.6	957	322	635	33.6	66.4	33.8	18.9	56.2
7月	1.23	0.92	7,804	7,160	2,520	1,563	957	62.0	38.0	5,505	2,128	3,377	38.7	61.3	838	364	474	43.4	56.6	33.3	23.3	49.5
前年同月比 (率・差)	▲ 0.04	▲ 0.08	4.7	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 3.6	5.4	▲ 2.1	2.1	▲ 11.1	▲ 8.6	▲ 12.6	1.1	▲ 1.1	▲ 2.2	10.6	▲ 10.2	5.0	▲ 5.0	▲ 0.6	3.0	▲ 8.6

- (注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
 なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
 2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
 3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり(前月比)、その他はすべて実数値(前年同月比)となります。
 4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
 5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
 6. ▲は減少である。
 7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和5年7月の新規求人(原数値)は5,505人となり、前年同月比で見ると、▲11.1%(688人)減少となりました。
 主な産業別で見ると、同比で建設業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業は増加となりました。一方、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、サービス業は減少となりました。
 また、県内の主要産業である製造業においては同比▲16.0%(140人)減少となりました。その中で主力の食料品製造業1.8%(2人)、電気機械器具製造業14.5%(11人)、輸送用機械器具製造業37.8%(14人)は増加となりましたが、金属製品製造業▲25.0%(13人)、はん用機械器具製造業▲35.1%(13人)、生産用機械器具製造業▲23.2%(16人)、業務用機械器具製造業▲39.5%(17人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業▲63.6%(56人)は減少となりました。

産業名	項目	人(全数) R5.7	前年同月数 (R4.7)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		86	(98)	▲ 12.2	▲ 12
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		2	(6)	▲ 66.7	▲ 4
D 建設業(06~08)		488	(442)	10.4	46
(06 総合工事業)		296	(276)	7.2	20
E 製造業(09~32)		736	(876)	▲ 16.0	▲ 140
09 食料品製造業		113	(111)	1.8	2
10 飲料・たばこ・飼料製造業		25	(83)	▲ 69.9	▲ 58
11 繊維工業		16	(10)	60.0	6
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		6	(4)	50.0	2
13 家具・装備品製造業		4	(12)	▲ 66.7	▲ 8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		10	(10)	0.0	0
15 印刷・同関連業		11	(22)	▲ 50.0	▲ 11
16 化学工業		11	(13)	▲ 15.4	▲ 2
17 石油製品・石炭製品製造業		0	(0)	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		57	(53)	7.5	4
19 ゴム製品製造業		1	(0)	-	1
21 窯業・土石製品製造業		40	(21)	90.5	19
22 鉄鋼業		6	(10)	▲ 40.0	▲ 4
23 非鉄金属製造業		13	(32)	▲ 59.4	▲ 19
24 金属製品製造業		39	(52)	▲ 25.0	▲ 13
25 はん用機械器具製造業		24	(37)	▲ 35.1	▲ 13
26 生産用機械器具製造業		53	(69)	▲ 23.2	▲ 16
27 業務用機械器具製造業		26	(43)	▲ 39.5	▲ 17
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		32	(88)	▲ 63.6	▲ 56
29 電気機械器具製造業		87	(76)	14.5	11
30 情報通信機械器具製造業		24	(24)	0.0	0
31 輸送用機械器具製造業		51	(37)	37.8	14
20,32 その他の製造業		87	(69)	26.1	18
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		2	(4)	▲ 50.0	▲ 2
G 情報通信業(37~41)		39	(54)	▲ 27.8	▲ 15
H 運輸業,郵便業(42~49)		254	(271)	▲ 6.3	▲ 17
I 卸売業,小売業(50~61)		634	(701)	▲ 9.6	▲ 67
J 金融業,保険業(62~67)		30	(37)	▲ 18.9	▲ 7
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		68	(75)	▲ 9.3	▲ 7
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		99	(131)	▲ 24.4	▲ 32
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		538	(547)	▲ 1.6	▲ 9
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		344	(256)	34.4	88
O 教育,学習支援業(81,82)		94	(91)	3.3	3
P 医療,福祉(83~85)		1,102	(1,184)	▲ 6.9	▲ 82
Q 複合サービス事業(86,87)		28	(79)	▲ 64.6	▲ 51
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		855	(1,188)	▲ 28.0	▲ 333
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		106	(153)	▲ 30.7	▲ 47
合計		5,505	(6,193)	▲ 11.1	▲ 688
29人以下		3,504	(4,017)	▲ 12.8	▲ 513
30~99人		1,341	(1,538)	▲ 12.8	▲ 197
100~299人		446	(469)	▲ 4.9	▲ 23
300~499人		156	(120)	30.0	36
500~999人		33	(42)	▲ 21.4	▲ 9
1,000人以上		25	(7)	257.1	18

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
 ③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(63.7%)、30~99人(24.4%)、100~299人(8.1%)、300~499人(2.8%)、500~999人(0.6%)、1,000人以上(0.5%)です。

求 職 の 動 向

■令和5年7月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,520人(原数値)となり、前年同月比で▲0.4%(10人)減少しました。そのうち、パートタイムは947人で5.5%(49人)増加しました。

また、在職者については▲3.0%(28人)減の900人となり、離職者においては2.4%(34人)増の1,441人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者は9.1%(26人)増の311人となり、自己都合離職者は▲0.1%(1人)減の1,008人となりました。

新規求職者数を年齢別に前年同月比で見ると、44歳以下は▲6.2%(75人)減の1,139人となり、45歳以上は4.9%(65人)増の1,381人となりました。

項目 年度別 月別	新規求職者計 ()内はパートタイム		在職者	離職者		無業者	44歳以下	45歳以上				
				事業主 都合	自 己 都合			45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上		
H27年度	▲ 5.9	(▲5.5)	▲ 2.6	▲ 5.4	▲ 8.9	▲ 2.8	▲ 16.0	▲ 6.5	▲ 5.1	42.1	▲ 4.7	0.6
H28年度	▲ 6.0	(▲0.9)	1.5	▲ 9.2	▲ 15.3	▲ 7.0	▲ 11.3	▲ 7.9	▲ 3.3	43.3	▲ 0.1	11.9
H29年度	▲ 4.0	(▲1.3)	1.6	▲ 6.3	▲ 12.3	▲ 3.4	▲ 10.1	▲ 7.0	0.0	45.1	1.4	4.9
H30年度	▲ 1.4	(1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3
R元年度	0.7	(6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2
R2年度	▲ 3.5	(▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.4	▲ 1.7	▲ 4.7
R3年度	▲ 2.9	(▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6
R4年度	▲ 0.4	(1.2)	2.6	▲ 1.1	▲ 9.7	1.8	▲ 7.4	▲ 3.0	1.9	54.1	3.2	7.0
R4.7	▲ 3.9	(▲14.0)	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 7.8	5.9	▲ 30.6	▲ 0.7	▲ 6.7	52.0	▲ 11.2	▲ 12.0
	2,530	(898)	928	1,407	285	1,009	195	1,214	1,316	-	800	361
8	3.5	(10.9)	7.6	3.0	▲ 1.6	6.1	▲ 9.6	2.0	4.8	52.4	2.2	6.4
9	0.8	(4.6)	4.7	▲ 1.4	▲ 24.4	3.1	▲ 0.7	▲ 0.6	2.2	51.7	3.4	8.5
10	▲ 7.8	(▲9.7)	▲ 5.1	▲ 8.1	▲ 11.2	▲ 5.4	▲ 13.9	▲ 13.2	▲ 2.0	51.6	1.2	▲ 6.5
11	▲ 7.9	(▲5.8)	▲ 4.3	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 8.4	▲ 18.9	▲ 12.5	▲ 3.1	51.4	▲ 3.2	2.1
12	▲ 5.8	(▲3.9)	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 14.4	▲ 6.1	13.0	▲ 5.4	▲ 6.2	55.3	▲ 5.9	▲ 5.6
R5.1	1.6	(1.9)	0.3	4.6	▲ 1.5	7.5	▲ 9.9	0.6	2.4	56.4	3.7	11.3
2	7.3	(12.1)	11.1	2.2	▲ 5.8	4.7	17.3	▲ 3.9	17.6	57.4	21.2	37.3
3	▲ 3.7	(▲9.1)	▲ 4.5	▲ 1.8	▲ 3.0	0.0	▲ 8.6	▲ 6.7	▲ 1.0	54.9	▲ 2.6	▲ 4.5
4	▲ 0.3	(▲5.7)	▲ 1.7	▲ 0.2	10.0	▲ 0.1	2.5	▲ 4.8	3.1	58.8	▲ 2.2	▲ 8.7
5	1.6	(3.4)	▲ 4.2	5.7	30.9	2.2	▲ 3.3	▲ 6.3	8.1	58.2	9.4	0.4
6	0.5	(1.0)	▲ 0.5	3.3	7.9	3.3	▲ 10.3	▲ 7.2	7.7	55.4	4.5	0.0
	2,835	(1,122)	1,014	1,550	341	1,064	271	1,263	1,572	-	969	431
R5.7	▲ 0.4	(5.5)	▲ 3.0	2.4	9.1	▲ 0.1	▲ 8.2	▲ 6.2	4.9	54.8	10.1	7.8
	2,520	(947)	900	1,441	311	1,008	179	1,139	1,381	-	881	389
前年同月差	▲ 10	(49)	▲ 28	34	26	▲ 1	▲ 16	▲ 75	65	-	81	28

(注) 1. 各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。(原数値)
 2. ()内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
 3. ▲は、減少である。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
 5. 令和4年7月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和4年8月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。

※「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和5年7月

項目 職業別		有効求職			有効求人	有効求人倍率
		計	男	女		
実数 (人)	合計	7,804	4,570	3,227	8,680	1.11
	A 管理的職業	22	19	3	25	1.14
	B 専門的・技術的職業	1,063	519	542	1,980	1.86
	C 事務的職業	1,896	612	1,282	826	0.44
	D 販売の職業	432	281	151	622	1.44
	E サービスの職業	720	354	366	1,622	2.25
	F 保安の職業	77	70	7	267	3.47
	G 農林漁業の職業	186	151	34	96	0.52
	H 生産工程の職業	1,425	1,013	412	1,368	0.96
	I 輸送・機械運転の職業	336	319	17	634	1.89
	J 建設・採掘の職業	159	156	3	751	4.72
	K 運搬・清掃・包装等の職業	658	491	165	489	0.74
	分類不能	830	585	245	0	0.00
構成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	A 管理的職業	0.3	0.4	0.1	0.3	-
	B 専門的・技術的職業	13.6	11.4	16.8	22.8	-
	C 事務的職業	24.3	13.4	39.7	9.5	-
	D 販売の職業	5.5	6.1	4.7	7.2	-
	E サービスの職業	9.2	7.7	11.3	18.7	-
	F 保安の職業	1.0	1.5	0.2	3.1	-
	G 農林漁業の職業	2.4	3.3	1.1	1.1	-
	H 生産工程の職業	18.3	22.2	12.8	15.8	-
	I 輸送・機械運転の職業	4.3	7.0	0.5	7.3	-
	J 建設・採掘の職業	2.0	3.4	0.1	8.7	-
	K 運搬・清掃・包装等の職業	8.4	10.7	5.1	5.6	-
	分類不能	10.6	12.8	7.6	0.0	-

(注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

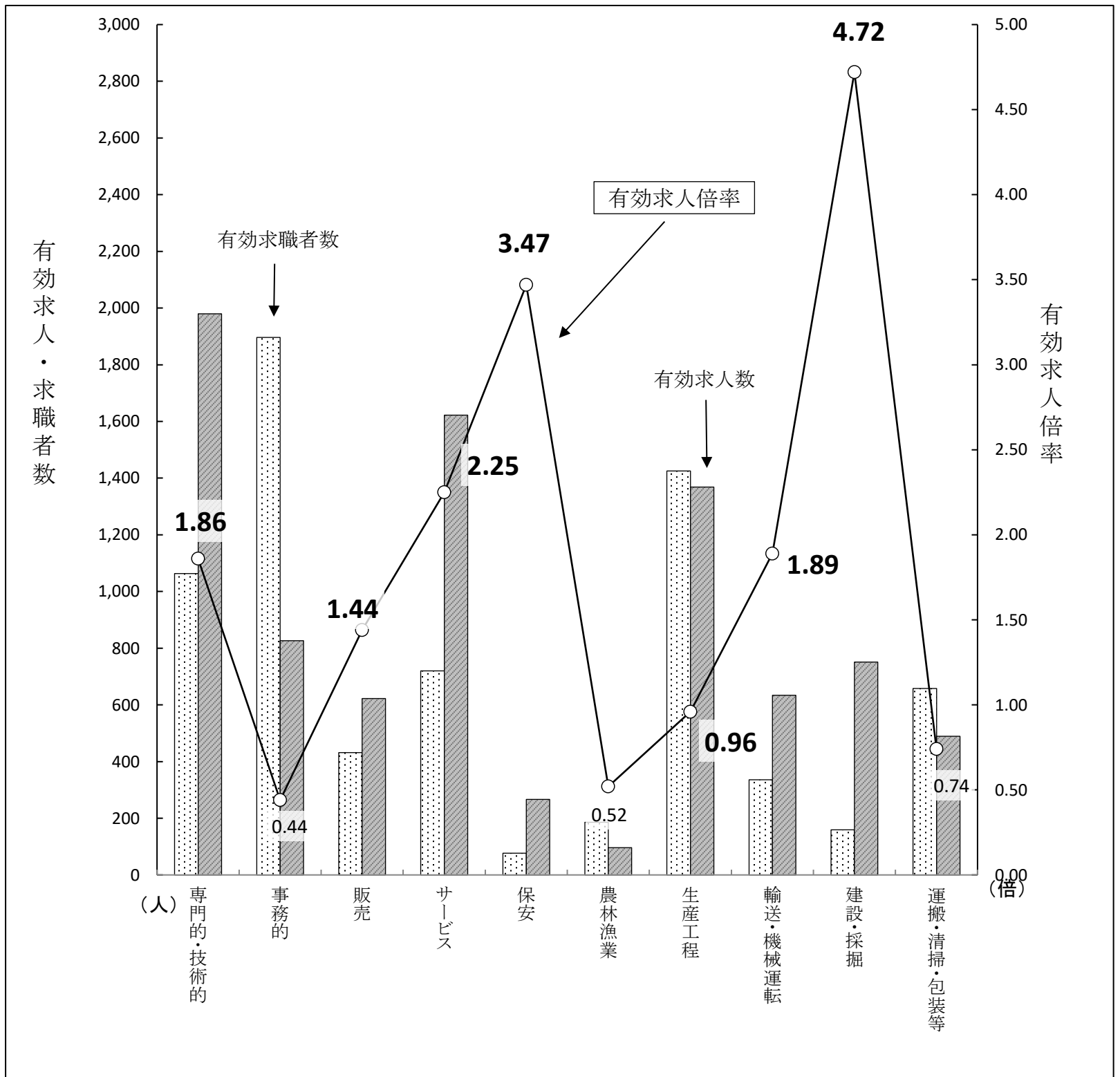
④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

用語解説:

専門的・技術的職業:「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和5年7月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	1,980	826	622	1,622	267	96	1,368	634	751	489	8,680
有効求職者数	1,063	1,896	432	720	77	186	1,425	336	159	658	7,804
有効求人倍率	1.86	0.44	1.44	2.25	3.47	0.52	0.96	1.89	4.72	0.74	1.11

(注)

- ① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
- ② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
- ③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
- ④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

企 業 整 備 状 況

令和5年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数	
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上		
					件数	人員	件数	人員						
平成28年度	30 (▲ 40.0)	497 (▲ 48.7)	26	366	4	131	19	7	3	1	256	
平成29年度	27 (▲ 10.0)	767 (54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520	
平成30年度	23 (▲ 14.8)	446 (▲ 41.9)	19	394	4	52	10	8	3	2	276	
令和元年度	36 (56.5)	494 (10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340	
令和2年度	74 (105.6)	1163 (135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795	
令和3年度	31 (▲ 58.1)	475 (▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309	
令和4年度	45 (45.2)	704 (48.2)	40	610	5	94	30	7	8	0	464	
令和5年度	17 (▲ 62.2)	331 (▲ 53.0)	15	261	2	70	10	6	1	0	249	
令 和 4 年 度	4月	3 (50.0)	26 (23.8)	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (▲ 50.0)	7 (▲ 73.1)	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (33.3)	78 (30.0)	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1 (▲ 66.7)	8 (▲ 77.8)	1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5 (66.7)	63 (80.0)	4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	2 (▲ 50.0)	24 (▲ 42.9)	1	6	1	18	2	0	0	0	15
	10月	5 (150.0)	70 (337.5)	4	61	1	9	4	1	0	0	42
	11月	4 (▲ 20.0)	32 (▲ 64.8)	3	19	1	13	3	0	1	0	30
	12月	4 (100.0)	43 (72.0)	4	43	0	0	3	1	0	0	21
	1月	6 (-)	106 (-)	6	106	0	0	5	1	0	0	86
	2月	3 (▲ 25.0)	132 (20.0)	3	132	0	0	0	0	3	0	93
	3月	7 (600.0)	115 (784.6)	6	78	1	37	4	1	2	0	79
令 和 5 年 度	4月	5 (66.7)	109 (319.2)	4	52	1	57	3	2	0	0	76
	5月	2 (100.0)	24 (242.9)	1	11	1	13	2	0	0	0	17
	6月	2 (▲ 50.0)	22 (▲ 71.8)	2	22	0	0	1	1	0	0	20
	7月	8 (700.0)	176 (2100.0)	8	176	0	0	4	3	1	0	136
	8月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和5年度の数値は、令和6年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和4年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差で見ると、件数は7件(700.0%)増加、企業整備人員は168人(2100.0%)増加となりました。
企業整備人員176人のうち、男性が98人(55.7%)、女性が78人(44.3%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は136人(77.3%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目 年度	1 適用事業所数		2 被保険者数		3 資格取得者数		4 資格喪失者数		5 4のうち 解雇者数		6 離職票 交付枚数		7 事務組 合 数	8 事務組合委託状況 事業所数		9 被保険者数		
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率			対前年増減率		対前年増減率	
	年度																	
26年度	13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2	
27年度	13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3	
28年度	13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2	
29年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7	
30年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4	
元年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9	
2年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2	
3年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4	
4年度	15,106	0.9	227,046	0.6	38,536	6.5	37,524	5.4	1,845	8.5	23,893	7.4	78	5,367	0.7	31,724	0.7	
令和4年度	4月	14,997	1.8	226,125	1.0	6,933	16.8	6,640	▲ 3.6	269	▲ 26.7	4,260	▲ 1.2	78	5,333	0.9	31,538	▲ 0.4
	5月	15,002	1.7	227,988	0.7	4,695	▲ 6.6	2,822	11.1	121	▲ 17.7	1,767	11.0	78	5,308	0.6	31,675	0.6
	6月	15,025	1.6	228,720	0.6	3,475	1.3	2,729	3.3	153	24.4	1,702	7.9	78	5,313	0.5	31,834	0.4
	7月	15,031	1.4	228,919	0.6	2,952	9.0	2,780	6.1	119	▲ 15.6	1,717	1.7	78	5,318	0.3	31,970	0.5
	8月	15,054	1.4	228,982	0.7	2,586	9.3	2,653	4.0	127	6.7	1,670	6.2	78	5,332	0.4	31,963	0.4
	9月	14,974	1.1	229,009	0.8	2,526	1.9	2,715	3.3	124	14.8	1,695	4.0	78	5,315	0.2	31,957	0.4
	10月	14,990	1.0	228,728	0.8	3,227	26.4	3,463	13.9	142	▲ 9.6	1,986	9.6	78	5,321	0.3	31,853	0.1
	11月	15,010	1.0	228,835	0.8	2,732	12.5	2,603	13.7	114	40.7	1,599	13.6	78	5,328	0.3	31,847	0.1
	12月	15,025	1.0	228,500	0.8	2,349	11.1	2,663	7.4	126	▲ 0.8	1,680	7.9	78	5,331	0.3	31,795	0.5
	1月	15,056	0.9	227,669	0.8	2,227	▲ 2.4	3,029	3.1	137	48.9	2,125	16.1	78	5,342	0.5	31,728	0.5
	2月	15,086	1.0	227,410	0.7	2,161	▲ 4.6	2,403	6.0	164	56.2	1,647	11.7	78	5,355	0.6	31,743	0.8
	3月	15,106	0.9	227,046	0.6	2,673	3.3	3,024	11.2	249	87.2	2,045	14.6	78	5,367	0.7	31,724	0.7
令和5年度	4月	15,101	0.7	226,644	0.2	6,600	▲ 4.8	6,993	5.3	608	126.0	4,696	10.2	78	5,342	0.2	31,742	0.6
	5月	15,112	0.7	228,053	0.0	4,555	▲ 3.0	3,148	11.6	184	52.1	2,101	18.9	78	5,340	0.6	31,682	0.0
	6月	15,124	0.7	228,586	▲ 0.1	3,292	▲ 5.3	2,938	7.7	156	2.0	1,801	5.8	78	5,345	0.6	31,794	▲ 0.1
	7月	15,134	0.7	228,541	▲ 0.2	2,878	▲ 2.5	3,080	10.8	162	36.1	1,976	15.1	78	5,347	0.5	31,788	▲ 0.6
	8月																	
	9月																	
	10月																	
	11月																	
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		

* 1欄「適用事業所数」、2欄「被保険者数」、7欄「事務組合数」、事務組合委託状況の8欄「事業所数」、9欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3月）の数値です。

* 「7欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

項目 年度	1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額			
	対前年増減率	対前年増減率	一般被保険者 受給者 (基本手当)		高年齢継続被保険者 (高年齢求職者給付)		短期雇用特例被保険者 (特例一時金)		再就職手当		常用就職支度手当		対前年増減率					
			実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員		支給金額				
25年度	10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5	
26年度	9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0	
27年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7	
28年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6	
29年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6	
30年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7	
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8	
2年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7	
3年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3	
4年度	7,729	2.7	6,317	▲ 2.2	2,276	▲ 7.4	3,428,245	2,567	560,248	237	45,674	2,021	787,649	17	2,940	9,224,287	▲ 1.9	
令和4年度	4月	920	▲ 8.0	497	▲ 13.4	2,026	▲ 17.4	246,884	335	71,789	3	540	62	26,390	1	175	669,024	▲ 16.4
	5月	786	2.9	632	▲ 17.0	2,076	▲ 19.8	248,797	466	105,568	4	923	148	61,395	4	702	846,934	0.5
	6月	660	0.2	602	3.1	2,344	▲ 13.9	304,790	208	44,036	0	0	262	93,633	2	337	739,590	▲ 8.2
	7月	571	2.0	660	6.8	2,493	▲ 9.8	297,891	157	34,203	0	0	158	59,429	0	0	768,048	▲ 7.1
	8月	616	13.4	586	9.1	2,638	▲ 4.4	342,577	226	50,515	0	0	167	64,847	2	427	765,705	1.9
	9月	600	6.4	470	1.3	2,510	▲ 3.1	336,859	145	31,062	0	0	175	72,830	2	353	829,905	2.4
	10月	634	▲ 3.4	402	▲ 11.3	2,334	▲ 4.1	285,750	163	35,641	0	0	144	53,182	2	245	696,146	▲ 9.5
	11月	574	▲ 1.7	569	4.6	2,294	▲ 0.9	287,316	166	35,083	0	0	195	69,853	0	0	803,606	1.2
	12月	446	▲ 3.9	465	▲ 4.3	2,207	▲ 4.0	274,581	147	32,437	8	1,369	252	97,546	0	0	743,321	6.3
	1月	615	3.2	425	▲ 3.6	2,120	▲ 3.9	272,465	183	37,944	94	18,051	124	48,551	1	198	803,456	▲ 1.4
	2月	536	▲ 1.8	497	▲ 3.5	2,109	▲ 3.3	240,672	196	42,745	121	23,712	170	70,765	2	427	694,383	7.3
	3月	771	30.0	512	6.2	2,155	▲ 0.7	289,663	175	39,225	7	1,079	164	69,229	1	77	864,169	2.4
令和5年度	4月	983	6.8	657	32.2	2,178	7.5	259,487	237	53,878	2	492	127	58,298	2	338	690,253	3.2
	5月	1,018	29.5	823	30.2	2,431	17.1	303,666	504	115,558	3	708	206	83,573	2	204	938,371	10.8
	6月	724	9.7	691	14.8	2,715	15.8	356,967	259	56,554	0	70	253	103,386	2	211	814,247	10.1
	7月	658	15.2	701	6.2	2,873	15.2	342,589	192	41,958	0	0	233	93,615	0	0	857,042	11.6
	8月																	
	9月																	
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
	2月																	
	3月																	

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,006	3,134	3,178	3,213	3,154	2,930	2,954	3,169	3,090	3,167	3,055	3,098
2019	31・元年	3,071	3,079	3,119	3,076	3,253	3,238	3,296	3,027	3,080	3,042	3,108	3,417
2020	2年	3,316	3,109	2,952	2,789	2,827	3,213	3,196	3,058	2,998	3,007	3,012	2,927
2021	3年	2,937	3,172	2,859	2,970	2,891	2,726	2,843	2,949	2,870	2,947	2,936	2,869
2022	4年	3,019	2,813	3,054	2,933	2,948	2,967	2,846	2,851	2,885	2,800	2,732	2,711
2023	5年	3,069	2,974	2,915	3,007	2,835	2,976	2,795					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,295	6,182	6,559	6,716	6,089	6,304	6,592	6,462	6,461	6,767	6,306	6,071
2019	31・元年	6,459	6,591	6,268	6,483	6,747	6,423	6,565	6,658	6,005	6,166	5,981	5,945
2020	2年	6,151	5,693	5,104	3,861	4,823	4,782	4,712	4,843	5,017	5,010	5,638	5,336
2021	3年	4,813	5,407	5,668	5,189	5,694	6,024	5,665	5,609	5,958	6,103	6,116	6,162
2022	4年	6,152	5,625	6,382	6,356	6,382	6,657	6,567	6,605	7,058	6,470	6,330	6,833
2023	5年	6,514	5,923	5,840	6,683	6,186	5,745	5,851					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年9月の7,058人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.09	1.97	2.06	2.09	1.93	2.15	2.23	2.04	2.09	2.14	2.06	1.96
2019	31・元年	2.10	2.14	2.01	2.11	2.07	1.98	1.99	2.20	1.95	2.03	1.92	1.74
2020	2年	1.85	1.83	1.73	1.38	1.71	1.49	1.47	1.58	1.67	1.67	1.87	1.82
2021	3年	1.64	1.70	1.98	1.75	1.97	2.21	1.99	1.90	2.08	2.07	2.08	2.15
2022	4年	2.04	2.00	2.09	2.17	2.16	2.24	2.31	2.32	2.45	2.31	2.32	2.52
2023	5年	2.12	1.99	2.00	2.22	2.18	1.93	2.09					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.36	2.34	2.37	2.37	2.37	2.45	2.45	2.37	2.47	2.38	2.41	2.40
2019	31・元年	2.47	2.48	2.42	2.47	2.46	2.39	2.37	2.42	2.31	2.41	2.34	2.40
2020	2年	2.09	2.26	2.24	1.87	1.94	1.73	1.72	1.84	1.94	1.79	1.98	2.01
2021	3年	2.01	1.95	1.99	1.90	2.13	2.09	2.00	1.99	2.07	2.02	2.06	2.18
2022	4年	2.18	2.24	2.19	2.20	2.24	2.24	2.32	2.30	2.30	2.33	2.38	2.38
2023	5年	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	2.32	2.27					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年2月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,418	12,342	12,325	12,469	12,526	12,443	12,305	12,326	12,336	12,475	12,616	12,610
2019	31・元年	12,487	12,437	12,450	12,522	12,635	12,758	12,940	12,871	12,807	12,497	12,609	12,787
2020	2年	13,189	13,224	12,971	12,363	12,275	12,652	13,471	14,208	14,317	14,337	14,453	14,062
2021	3年	13,834	13,861	13,507	13,407	13,272	13,151	13,050	13,104	12,986	12,978	12,980	12,917
2022	4年	13,036	12,913	12,999	13,009	13,136	13,204	13,138	13,100	13,047	12,926	12,828	12,778
2023	5年	13,026	13,214	13,353	13,220	13,390	13,677	13,736					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,267	18,215	17,923	18,393	18,394	17,992	17,963	18,326	18,444	18,457	18,336	18,027
2019	31・元年	17,974	18,226	18,197	18,067	18,277	18,548	18,635	18,219	17,777	17,363	16,946	16,955
2020	2年	17,164	16,978	15,541	13,662	12,419	12,361	12,726	12,958	13,109	13,544	14,072	14,584
2021	3年	14,567	14,811	15,172	15,479	15,663	15,751	16,035	15,994	15,880	16,400	16,542	16,920
2022	4年	17,485	17,345	17,540	17,727	18,049	18,462	18,480	18,607	18,939	18,702	18,564	18,542
2023	5年	18,857	19,133	17,928	18,230	18,038	17,438	16,923					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和5年2月の19,133人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.48	1.45	1.48	1.47	1.45	1.46	1.49	1.50	1.48	1.45	1.43
2019	31・元年	1.44	1.47	1.46	1.44	1.45	1.45	1.44	1.42	1.39	1.39	1.34	1.33
2020	2年	1.30	1.28	1.20	1.11	1.01	0.98	0.94	0.91	0.92	0.94	0.97	1.04
2021	3年	1.05	1.07	1.12	1.15	1.18	1.20	1.23	1.22	1.22	1.26	1.27	1.31
2022	4年	1.34	1.34	1.35	1.36	1.37	1.40	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45
2023	5年	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35	1.27	1.23					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.04	1.04	1.04	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18
2022	4年	1.20	1.21	1.23	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36
2023	5年	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,118	7,054	7,519	7,810	6,654	6,990	7,424	7,423	7,309	7,539	7,300	6,918
2019	31・元年	7,245	7,456	7,210	7,169	7,465	7,277	6,969	7,522	6,970	6,874	6,780	7,030
2020	2年	6,718	6,444	6,132	4,455	4,959	5,277	5,302	5,176	5,512	5,604	6,223	5,968
2021	3年	5,434	6,130	6,415	5,746	6,139	6,528	6,333	6,348	6,687	6,742	6,919	6,896
2022	4年	7,012	6,564	7,244	7,239	7,084	7,264	7,453	7,434	7,617	7,577	7,222	7,632
2023	5年	7,592	7,035	6,874	7,410	7,026	6,696	6,681					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,736	20,678	20,170	20,956	21,041	20,584	20,506	20,937	20,923	20,946	20,928	20,517
2019	31・元年	20,310	20,495	20,276	20,150	20,543	20,892	20,832	20,425	20,093	19,565	19,232	19,299
2020	2年	19,330	19,041	17,494	15,789	14,071	13,831	14,145	14,422	14,581	15,114	15,758	16,269
2021	3年	16,200	16,514	16,890	17,287	17,483	17,636	17,951	17,941	18,012	18,481	18,684	19,059
2022	4年	19,616	19,509	19,747	20,096	20,511	20,951	20,933	21,067	21,326	21,136	21,040	21,169
2023	5年	21,312	21,924	20,676	21,057	20,730	20,256	19,753					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.37	2.25	2.37	2.43	2.11	2.39	2.51	2.34	2.37	2.38	2.39	2.23
2019	31・元年	2.36	2.42	2.31	2.33	2.29	2.25	2.11	2.48	2.26	2.26	2.18	2.06
2020	2年	2.03	2.07	2.08	1.60	1.75	1.64	1.66	1.69	1.84	1.86	2.07	2.04
2021	3年	1.85	1.93	2.24	1.93	2.12	2.39	2.23	2.15	2.33	2.29	2.36	2.40
2022	4年	2.32	2.33	2.37	2.47	2.40	2.45	2.62	2.61	2.64	2.71	2.64	2.82
2023	5年	2.47	2.37	2.36	2.46	2.48	2.25	2.39					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.67	1.68	1.64	1.68	1.68	1.65	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.63
2019	31・元年	1.63	1.65	1.63	1.61	1.63	1.64	1.61	1.59	1.57	1.57	1.53	1.51
2020	2年	1.47	1.44	1.35	1.28	1.15	1.09	1.05	1.02	1.02	1.05	1.09	1.16
2021	3年	1.17	1.19	1.25	1.29	1.32	1.34	1.38	1.37	1.39	1.42	1.44	1.48
2022	4年	1.50	1.51	1.52	1.54	1.56	1.59	1.59	1.61	1.63	1.64	1.64	1.66
2023	5年	1.64	1.66	1.55	1.59	1.55	1.48	1.44					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

報道関係者 各位

令和5年8月29日

【照会先】

山梨労働局労働基準部監督課

監督課長 太田良 雅美

労働基準監察監督官 宇治 誠

(電話) 055-225-2853

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和4年度の監督指導結果を公表します

山梨労働局（局長 高西盛登）では、このたび、令和4年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった447事業場のうち、206事業場（46.1%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、60事業場（違法な時間外労働があったもののうち29.1%）でした。

山梨労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和4年4月～令和5年3月）

(1) 監督指導の実施事業場：	447 事業場
(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕	
違法な時間外労働があったもの：	206 事業場（46.1%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの：	60 事業場（29.1%）
うち、月100時間を超えるもの：	39 事業場（18.9%）
うち、月150時間を超えるもの：	5 事業場（2.4%）
うち、月200時間を超えるもの：	0 事業場（0%）
賃金不払残業があったもの：	27 事業場（6%）
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：	125 事業場（28%）
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕	
過重労働による健康障害防止措置が	
不十分なため改善を指導したもの：	184 事業場（41.2%）
労働時間の把握が不適正なため指導したもの：	78 事業場（17.4%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和4年4月から令和5年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和4年4月から令和5年3月までに、447事業場に対し監督指導を実施し、365事業場(81.7%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが206事業場、賃金不払残業があったものが27事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが125事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	447 (100%)	365 (81.7%)	206 (46.1%)	27 (6.0%)	125 (28.0%)	
主な業種	商業	108 (24.2%)	90	43	4	34
	製造業	59 (13.2%)	46	37	5	9
	保健衛生業	51 (11.4%)	46	27	0	14
	接客娯楽業	77 (17.2%)	59	29	10	31
	建設業	52 (11.6%)	43	18	1	12
	運輸交通業	21 (4.7%)	20	15	0	4
	その他の事業 (注6)	42 (9.4%)	32	20	5	8

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
447	199 (44.5%)	151 (33.8%)	43 (9.6%)	27 (6.0%)	23 (5.1%)	4 (0.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
447	113 (25.3%)	90 (20.1%)	55 (12.3%)	42 (9.4%)	55 (12.3%)	92 (20.6%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、184事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
184	22	11	105	77	4	3

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、78事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
78	59	0	27	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった206事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、60事業場で1か月80時間を、うち39事業場で1か月100時間を、うち5事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
447	206	146	60	39	5	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、41事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、204事業場でタイムカードを基礎に確認し、85事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、23事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、105事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2、3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
41	204	85	23	105

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和4年度	令和3年度
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	447	425
	うち、労働基準法などの法令違反あり	365 (81.7%)	332 (78.1%)
主な 違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	206 (46.1%)	159 (37.4%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 数が1か月当たり80時間を超えるもの	60 <29.1%>	37 <23.3%>
	1か月当たり100時間を超えるもの	39 <18.9%>	24 <15.1%>
	1か月当たり150時間を超えるもの	5 <2.4%>	4 <2.5%>
	1か月当たり200時間を超えるもの	0 <0%>	0 <0%>
	2 賃金不払残業があったもの	27 (6.0%)	45 (10.6%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	125 (28.0%)	79 (18.6%)
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの	184 (41.2%)	139 (32.7%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよ う指導したもの	77 <41.8%>	46 <33.1%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	78 (17.4%)	66 (15.5%)

監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

厚生労働省では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例 1（飲食店）

立入調査で把握した事実

一部労働者について長時間労働の実態があるという情報に基づき、立入調査を実施した。

人手不足が原因で、店長について36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり182時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための医師による面接指導の制度は設けられていたものの、過去6か月に面接指導は実施されていなかった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第40条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

長時間労働を行わせた労働者に医師による面接指導を行っていないこと

- ・ 1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師の面接指導を積極的に実施するよう指導。

事例 2（接客娯楽業）

立入調査で把握した事実

恒常的な長時間労働が行われているという情報があったことから、立入調査を実施した。

調査の結果、特定の労働者らについて代替職員が居ない等の理由により、36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満）を超える、**最長で1か月当たり172時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

また、年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者について、同休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日を与えなければならないのに、与えていなかった。

そのほか、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与える必要があったのに、これを与えていなかった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者について、付与した日から1年以内に5日を与えていなかったこと

- ・ 年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日以上を、時季を指定して与えるよう是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）

休憩を労働時間の途中で与えていなかったこと

- ・ 労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中で与えるよう是正勧告（労働基準法第34条第1項違反）

事例 3（旅館業）

立入調査で把握した事実

休憩が取れない、長時間労働がある等の情報が複数回寄せられたことから、立入調査を実施した。

新型コロナウイルスによる行動制限が撤廃されたことが影響し、想定を遥かに上回る来客があり業務量が急増したことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：月70時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり187時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

衛生委員会において、メンタルヘルス対策について調査審議されていなかった。

常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していなかった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

衛生委員会における調査審議等がされていなかったこと

- ・ 衛生委員会において、メンタルヘルス対策について調査審議するよう是正勧告（労働安全衛生法第18条第1項第4号違反）

衛生管理者を選任していなかったこと

- ・ 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第12条第1項違反）

企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

山梨労働局では、11月に過重労働解消キャンペーンの一環として、労働局長が働き方改革の取組を進めている企業を訪問しています。長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を以下のとおり紹介します。

事例

精密切削部品・キャリアテープの製造・販売を行う製造業（労働者数約50人）の事業場

働き方の見直しに向けた取組

時間外労働の実績の「見える化」

- ▶ 労働時間の管理ソフトを変更し、労働時間のデータをクラウド内に保存することにより、管理者は部下のデータを、各社員は自身のデータをスマホなどによりオンラインで確認できるようにした。これにより、時間外労働の管理が容易になった。

販売管理システムの導入

- ▶ 従来は紙の伝票が各部署を回り、部署ごとにデータ入力などの作業を行っていたが、販売管理システムを導入したことにより、一度のデータ入力により各部署における情報の共有及び利用が可能となり、生産性を向上させた。



作業方法の見直しによる効率化

- ▶ 出荷場所まで運んだ後に行っていた製品の梱包作業を、製造場所にて行うように作業方法を見直した。これにより、移動工程がなくなり、また、出荷場所における出荷作業と梱包作業の輻輳がなくなり、作業が効率化された。

時差出勤の導入

- ▶ 使用する検査機器が重複することにより、手待ち時間が発生していたため、当該部門の社員について、時差出勤を導入し、同機器の使用時間帯が重ならないようにして、手待ち時間を減らした。

番方交替時の引継ぎ方法の見直し

- 交替勤務における番方交替時の引継ぎについて、引継ぎ事項をあらかじめ「引継ぎノート」に記載させることにより、引継ぎに要する時間の短縮を図った。



重量物運搬補助器具等の導入

- 重量物を取り扱う部署において、重量物運搬補助器具（マッスルスーツ）を導入。また、出荷場所において、パレットに積まれた製品を運ぶための電動ハンドリフトを導入。これらにより、作業者の負担を減らすとともに作業時間を短縮することができた。



取組の結果

前年と比較して、社員一人当たり一か月の時間外労働及び休日労働の実績を半減させることができた。

年次有給休暇の一斉付与制度を導入することにより、年次有給休暇の取得促進にも取り組み、年次有給休暇の取得率を約10%上昇させることができた。

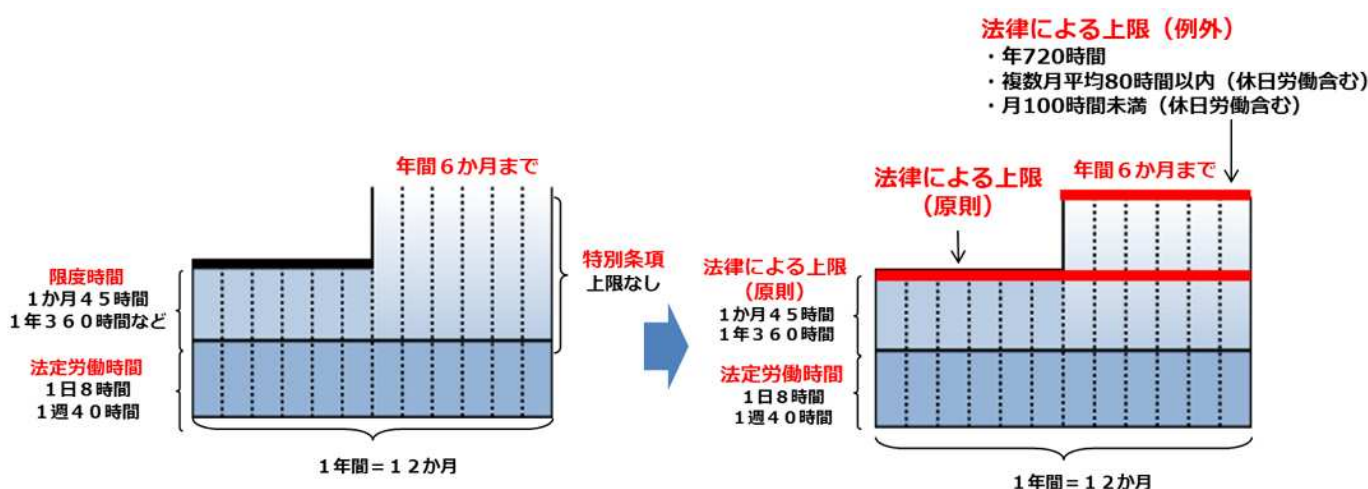
参考資料

時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされた。

限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

平成31年4月1日施行 / 中小企業は令和2年4月1日施行 / 一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。



< 猶予業種・業務 >

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業(※)	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務(※)		<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師		<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 ●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※2 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	●上限規制がすべて適用されます。

■ 労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）

自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）

労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。（ガイドライン4（6））

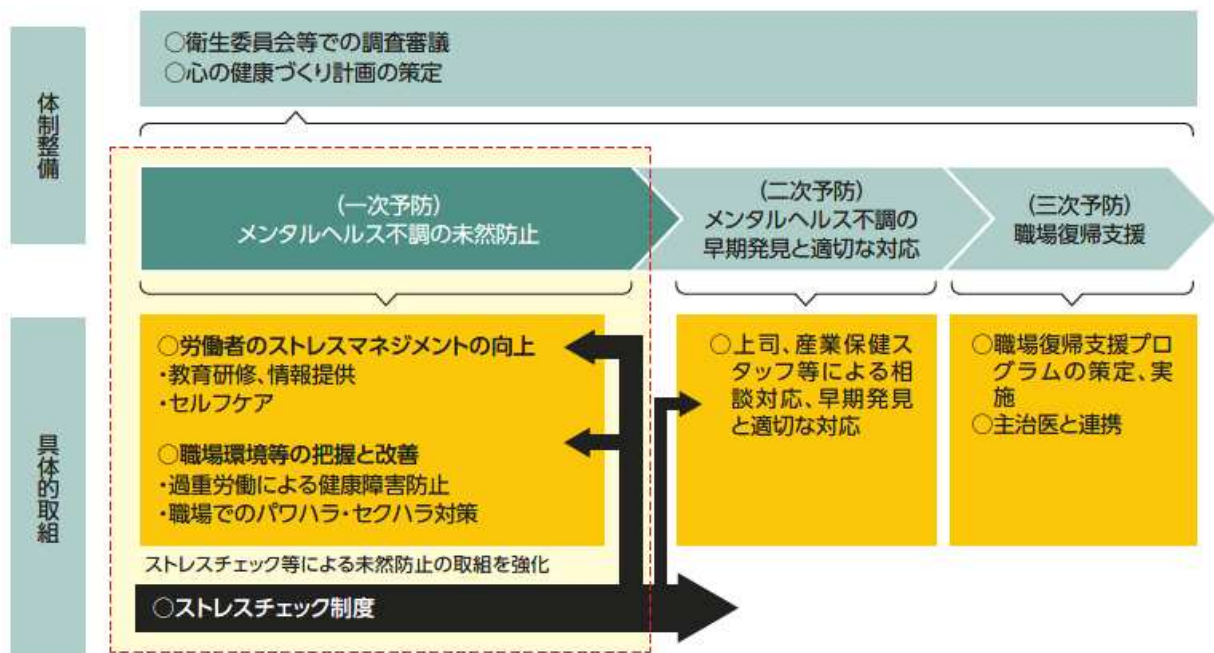
労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

■ ストレスチェック

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査である。労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することを義務づけられている。

ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタル不調となることを未然に防止する一次予防を主な目的としている。



質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が や う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮				
あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

「医師による面接指導制度」は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものである。



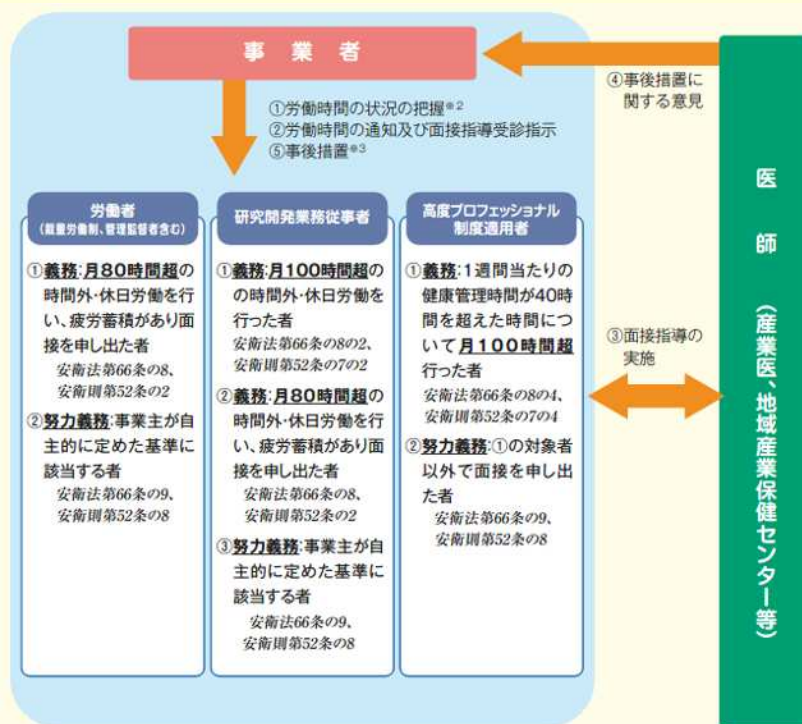
※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。

※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象

※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講じることが望ましい。

※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。

※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。

※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。

※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

厚生労働省山梨労働局発表

令和5年8月29日

【照会先】

山梨労働局 職業安定部 職業安定課
課長 齊藤 章司
地方職業指導官 大村 英貴
(電話) 055 (225) 2857



《認定マーク》

「ユースエール認定企業」に認定された 植野興業株式会社の認定式を行います！

～県内の「総合建設業」で初の認定～

～ハローワーク塩山管内で初の認定～

厚生労働省では、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき「ユースエール認定企業」として認定しています。

若者が就職先として中小企業を見極めるための有用な目安として、労働局・ハローワークにおいて認定した企業とのマッチング向上を図るほか、人材確保に悩む中小企業にとっては、若者に優良企業であることをアピールする有効な手段となります。

この度、令和5年8月23日付けで、県内の総合建設業としては初めてとなる基準適合事業主を認定し、下記のとおり山梨労働局（局長：高西 盛登）による認定式（認定書の交付式）を行います。

記

1. 認定企業 **植野興業株式会社**（甲州市塩山上於曾1896）
代表者：代表取締役社長 植野 正人
事業内容：総合建設業
2. 日時・場所 令和5年9月8日（金） 10時00分～
植野興業株式会社 応接室

※ 現在の山梨県内のユースエール認定企業は5社です（裏面参照）。

【お願い】

当日の取材をお願いいたします。

※取材していただける場合は、前日17時までに上記照会先までご連絡願います。

やまなし ユースエール認定企業



ユースエール認定企業とは：若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業

株式会社 アスクテクニカ

市川三郷町

製造業

認定日：平成31年4月1日

株式会社 四葉堂フーズ

笛吹市

飲食業ほか

認定日：令和2年5月29日

社会福祉法人 明清会

富士吉田市

福祉事業

認定日：令和3年10月8日

株式会社 ササキ

韮崎市

製造業

認定日：令和4年1月14日

〈新規認定〉

植野興業 株式会社

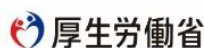
甲州市

総合建設業

認定日：令和5年8月23日

企業情報は若者雇用促進総合サイトを確認

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



山梨労働局 / ハローワーク

令和5年8月23日現在



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 **山梨労働局**

Press Release

山梨労働局発表
令和5年8月29日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 筑山 忠
地方産業安全専門官 丸山 浩之
(電話) 055 - 225 - 2855

令和5年度全国労働衛生週間について

(準備期間 9月1日から9月30日)

10月1日(日)から10月7日(土)まで、全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な衛生活動を促して労働者の健康、職場環境を確保することを目的に昭和25年から毎年実施している週間で、今年で74回目となります。(別添資料1)

本年度は、『目指そうよ二刀流 心とからだの健康職場』をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を呼び掛けることとしています。

山梨労働局(局長 高西 盛登)では、全国労働衛生週間中に各事業場で以下の事項を実施していただくよう周知しています。

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間(9月1日から9月30日)では、以下の事項を重点事項としています。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策(別添資料2)
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策(別添資料3)
- 職場の熱中症予防対策の推進(別添資料4)

ほか4点。詳細は別添資料1の裏面を参照ください。

山梨労働局では、全国労働衛生週間の関連行事として、準備期間である9月を前に「職場の健康診断実施強化月間」への協力を、労使関係団体及び労災防止団体等に要請します。(別添資料5)

「職場の健康診断実施強化月間」とは・・・

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を徹底するため、厚生労働省では平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

山梨労働局では、令和5年8月中に県内の災害防止団体等の関係団体に取り組強化への協力依頼を行う予定です。

【参 考】

山梨県内の労働衛生の現況(別添資料6)

定期健康診断における山梨県内の有所見率は全国平均に比較して高い状態が続いており、何らかの疾病に罹患するリスクが高いと言えます。

令和4年の有所見率は60.5%と、全国平均の有所見率を2.3ポイント上回りました。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が31.5%(全国平均は31.6%)、血圧が20.1%(全国平均は18.1%)、肝機能検査が17.4%(全国平均は15.9%)、血糖検査が16.4%(全国平均は12.8%)、心電図検査が11.1%(全国平均は10.7%)となっています。

別添資料

	ページ番号
資料1 令和5年度(第74回)全国労働衛生週間リーフレット	4
資料2 「行動による労働災害を防止しましょう!」リーフレット	6
資料3 治療と仕事の両立支援を応援します(治療と仕事の両立支援)リーフレット	8
資料4 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット	10
資料5 「職場の健康診断実施強化月間」の取組について	12
資料6 山梨県内の労働衛生の概況	16

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場』

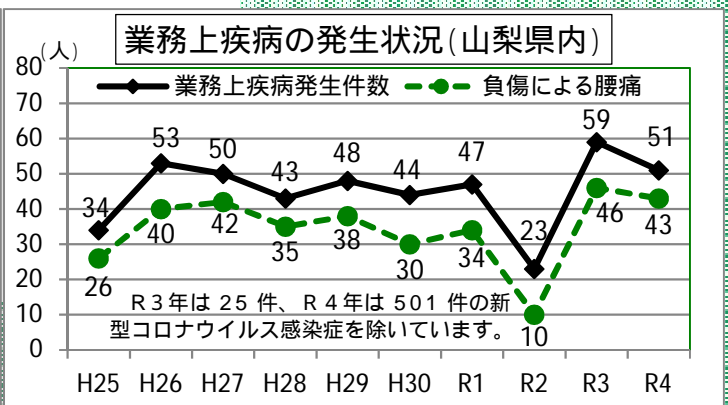
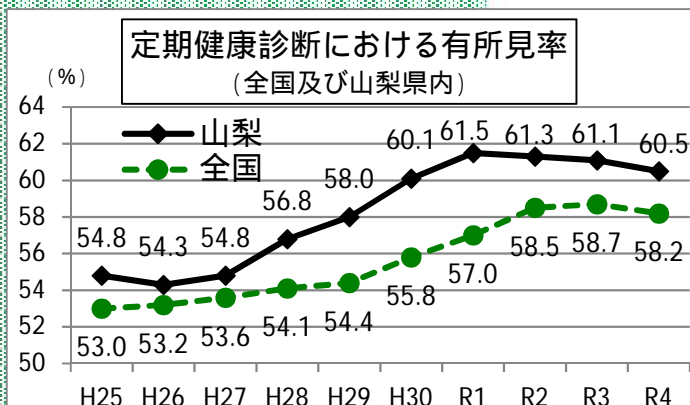
山梨労働局・各労働基準監督署

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、山梨県内において、以下のような課題が残されています。

- ・令和4年の一般健康診断の有所見率は60.5パーセントと増加傾向。
- ・新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上労働災害のうち、約30パーセントを転倒災害が占める。
- ・新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上労働災害のうち、約58パーセントを高年齢労働者が占める。
- ・過労死等事案の労災認定件数が高止まり状態にあり、精神障害の労災認定件数も増加しており、メンタルヘルス対策の強化が必要。
- ・県内の事業場の約96パーセントを小規模事業場が占めており、従業員の健康管理のための体制確保や取組みの推進が必要。

今年度は、「目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・躰沢労働基準監督署

【協 賛】(一社)山梨県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、(独)労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、(一社)山梨県医師会、山梨県経営者協会、日本労働組合総連合会山梨県連合会 4

準備期間週間中(9/1～9/30)に実施する事項について

・重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 過重労働による健康障害防止対策 | 7 治療と仕事の両立支援対策 |
| 2 職場におけるメンタルヘルス対策 | 8 職場の熱中症予防対策の推進 |
| 3 職場における転倒・腰痛災害の予防対策 | 9 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保 |
| 4 化学物質による健康障害防止対策 | 10 小規模事業場における産業保健活動の充実 |
| 5 石綿による健康障害防止対策 | 11 女性の健康課題への取組 |
| 6 職場の受動喫煙防止対策 | |

本週間中(10/1～10/7)に実施する全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう！

労働衛生週間の間の行事計画表を事前に作成して、充実した週間にしましょう。

< 行事計画表作成例 >

10月1日(日)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。
2日(月)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージ発信、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示。 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う。 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う。
3日(火)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロール(職場巡視)を行う。(作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る。
4日(水)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会・見学会の実施。 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催。 労働衛生に関する作文・写真・標語コンクールの実施及び表彰。 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う。
5日(木)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る。 巡回健診車等を利用した健康診断の実施。 全社一斉定時退社の実施。
6日(金)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急事態を想定した訓練の実施。 巡回健診車等を利用した健康診断の実施。 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施。
7日(土)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう！

詳細は HP へ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、公認心理師、社会保険労務士等の専門家が対応し問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先：山梨産業保健総合支援センター（甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階） 055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう！

詳細は HP へ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申し込みが必要です。)

～ 県内各センターの連絡先～

- | | | |
|--------------|----------------------------|----------------------------------|
| 中北地域産業保健センター | (甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階) | .055-220-7020
(平日 9:00～17:00) |
| 峡東地域産業保健センター | (山梨市中村834 山梨法人会館内) | .0553-88-9120
(平日 9:00～17:00) |
| 峡南地域産業保健センター | (南巨摩郡富士川町鯉沢1-11 峡南労働基準協会内) | .0556-22-7330
(平日 9:00～17:00) |
| 郡内地域産業保健センター | (都留市四日市場1105 都留労働基準協会内) | .0554-45-0810
(平日 9:00～17:00) |

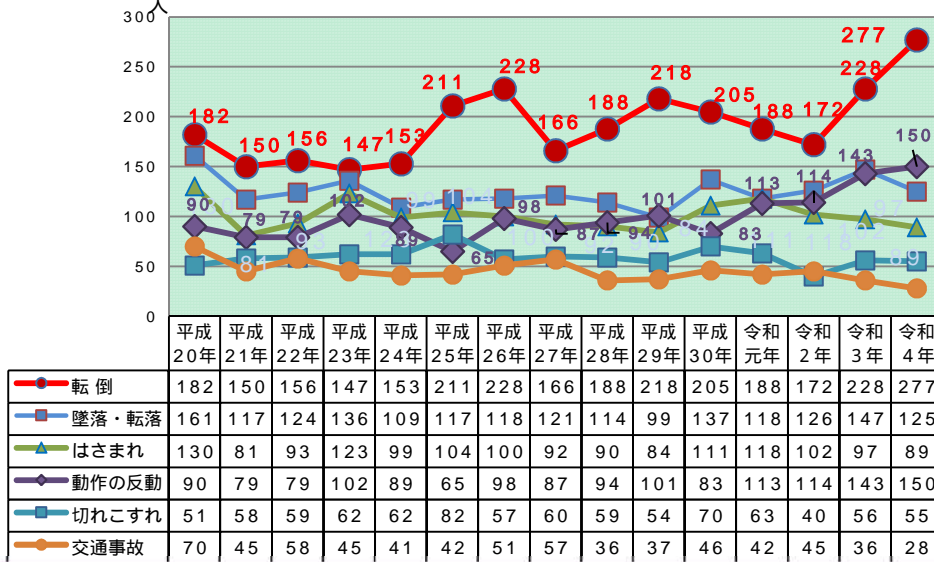
行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

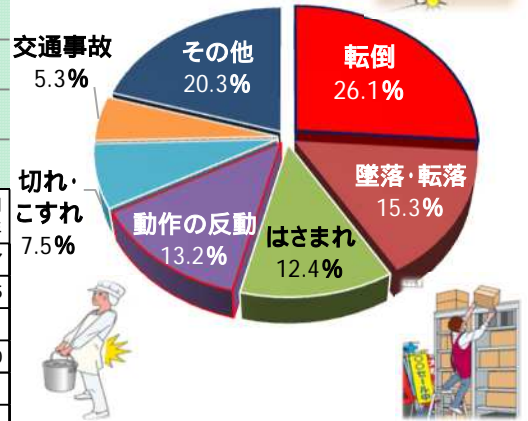
行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

1 主な事故の型の発生推移（H20年～R4年）

令和4年は1,412人から新型コロナウイルス感染症の504人を引いた908人としている。（以下、同じ。）



2 事故の型別発生状況（H20～R4）

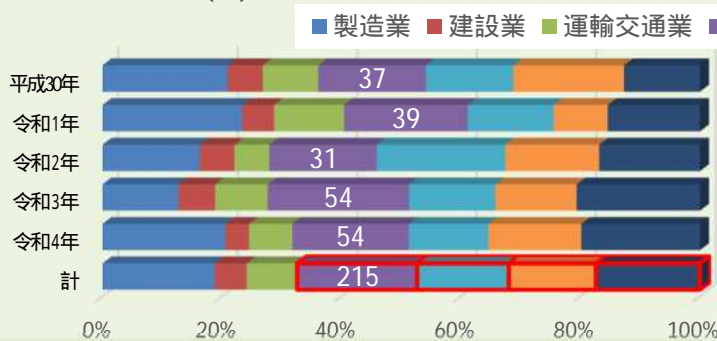


転倒災害は、平成30年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和4年は277人と過去最高の件数となった。平成20年以降「墜落・転落」2番目に多かったが、令和4年に動作の反動等による腰痛等が2番目となった。平成20年から令和4年の10年間で事故の型をみると、行動災害を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約4割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備が重要である。

3 主な行動災害の特徴

転倒災害の特徴

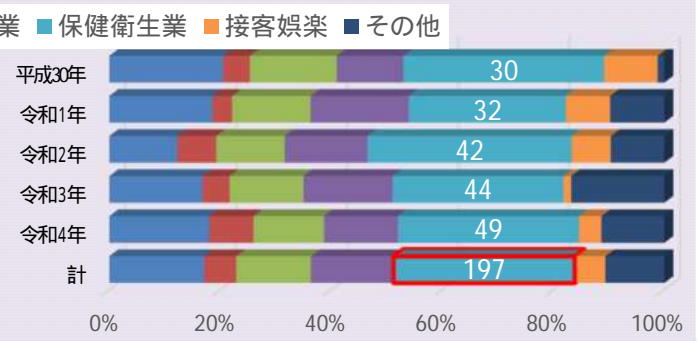
(1) 業種別「転倒災害」の推移



商業（小売業）、保健衛生業（介護施設）を中心に第3次産業で全体の約7割を占めている。

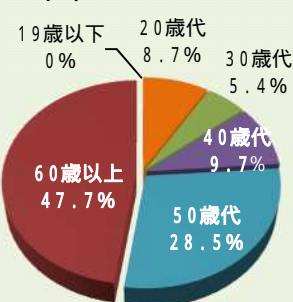
動作の反動災害の特徴

(1) 業種別「動作の反動災害」の推移



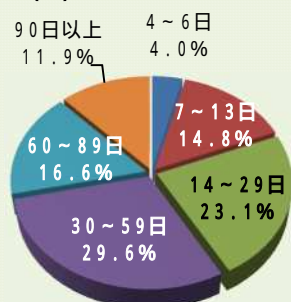
保健衛生業（介護施設）が最も多く、5か年の合計で全体の3割以上を占めている。

(2) 令和4年 年齢別



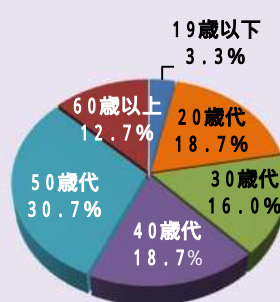
転倒により被災する方の約半数が60歳以上の高齢者！

(3) 令和4年休業日数別



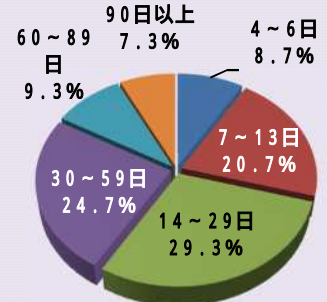
転倒により約6割が1月以上の休業災害！

(2) 令和4年 年齢別



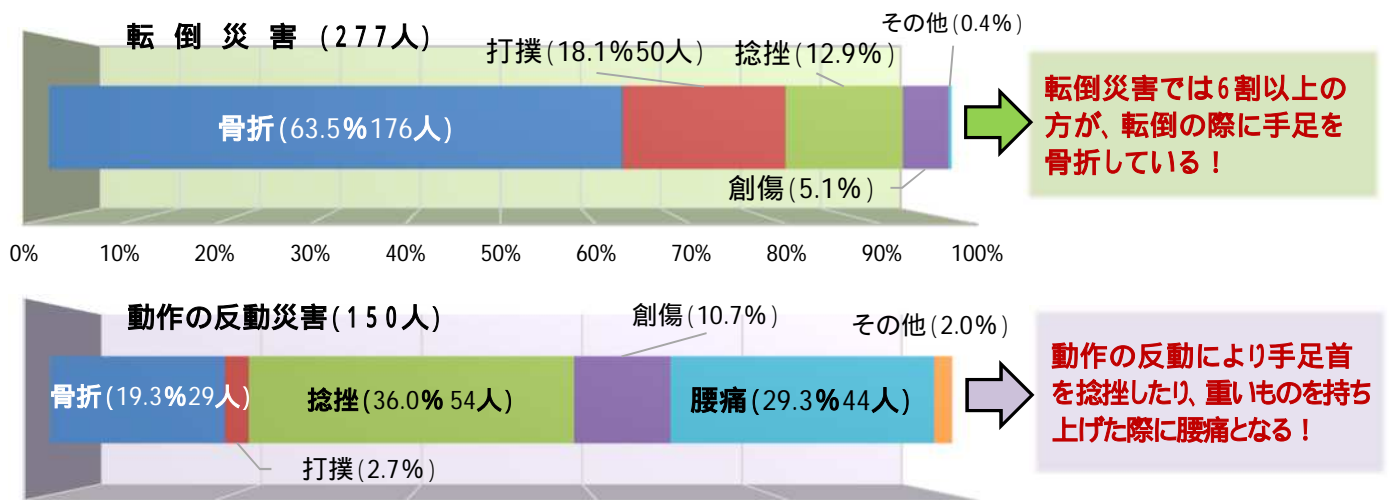
転倒に比べ60歳以上が少ないが、50歳以上が4割以上！

(3) 令和4年休業日数別



転倒に比べ少ないが、4割以上が1ヶ月以上の休業災害！

4 令和4年 行動災害の傷病内容



5 各行動災害の防止対策のポイント

転倒災害防止のためのポイント

- ・ 通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう
- ・ 床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう
- ・ 通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう
- ・ 靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう
- ・ 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう
- ・ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう
- ・ ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう
- ・ 転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう

腰痛予防のためのポイント

- ・ 重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう
- ・ 寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう
- ・ 作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう
- ・ 適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう
- ・ ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう

高齢労働者の災害防止のためのポイント

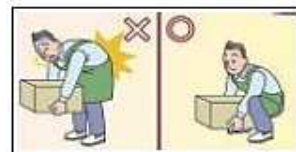
- ・ 健康診断や体力チェックにより、労使双方が高齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう
- ・ 把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう
- ・ 労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう
- ・ 安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけられるよう、対策等をまとめていますので、安全衛生教育に活用ください。



~転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」~



~飲食店、小売業向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材~



~社会福祉施設向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材~

山梨県内の災害発生状況

転倒災害関係

山梨県内における「転倒災害」の現状



高齢者関係

山梨県内における高齢労働者の労働災害発生状況と防止対策について



山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取り組みをお願いします。

治療と仕事の両立支援を応援します

～両立支援に関するアンケート結果から～

山梨県地域両立支援推進チームにおける山梨県長期療養労働者支援担当専門家会議

治療と仕事の両立支援のために

反復継続して治療が必要となる病気にかかった労働者が治療をしながら仕事を続けることを支援します



現在は、がんなどの長期療養が必要な病気にかかっても、働き続けることができるようになってきています。全国の統計でも、仕事を持ちながらがんで通院している方の数は32.5万人に上っているという結果が出ており、がんなどの病気は「不治の病」ではなく、「長くつきあう病気」に変化しつつあるということが出来ます。



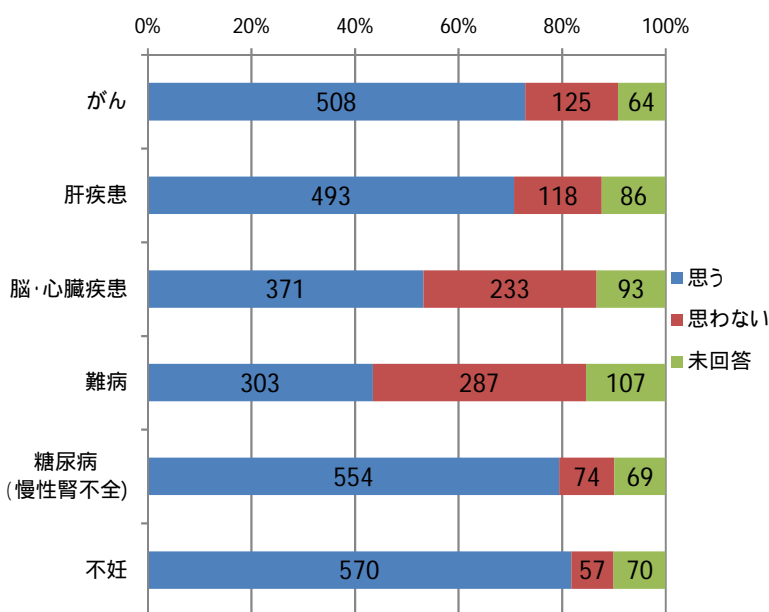
厚生労働省では、平成28年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し、治療をしながら仕事を続けることができるよう、支援を行うこととしました。

山梨労働局では、医療関係者や地域の有識者に参加していただき専門家会議を設置し、平成30年に治療と仕事の両立支援に関するアンケートを実施したところ、次のことが明らかになりました。

ガイドラインの電子データは、
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>
でも御覧いただくことができます。

治療と仕事の両立について考えていること

これらの病気にかかって、治療を受けている労働者が仕事を続けることは可能だと思いますか（複数回答）



山梨県の事業者の皆さんの両立支援に対する意識は高い



左のアンケートにみられるとおり、多くの病気について「治療を受けながら仕事を続けることは可能」と半数以上の事業場が回答しています。

その理由としては、「適切な治療により職場復帰することは可能であるから」、「健康診断等を実施することにより、早期に病気を発見し治療期間を短くすることができるから」と回答しており、がんなど、長期療養が必要な病気に対する理解が深まっていると考えられます。

また、左に掲げた病気により長期療養が必要な従業員の治療と職業生活の両立が実現できる職場づくりの必要性について、85.5%の事業場が「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答しており、「今後、専門家の支援で両立支援に取り組んでみたいと思う」あるいは「相談の上検討したい」と回答した事業場も67.6%ありました。

治療と仕事の両立のために求められていること



いろいろな情報が必要だ

両立支援を進めるためには、「治療の内容、仕事にどの程度影響があるか分からない」ことが課題であると回答した事業場が多くあり、また、「就業場所の配慮」、「治療法など基本的な情報」、「会社が相談できる窓口」、「従業員と受診医療機関との連携方法」などの情報が両立支援のために必要であるという回答が多くありました。

実際に労働者が、がんなど長期療養が必要な病気にかかって休んでいる事業場に対して、どのように苦慮しているかをたずねたところ、「治療の見通しが分からないこと」、「就業制限の必要性や就業期間の判断が難しい」、「復職許可の判断が難しい」などの回答があり、これらの支援が求められていることが明らかになりました。

治療と仕事の両立支援に関する情報・相談

両立支援全般の相談

両立支援コーディネータの研修を受けた専門スタッフが、「がん、肝疾患、脳・心臓疾患、糖尿病、慢性腎臓病、難治性疾患、不妊」の両立支援の相談に応じています。
事業者、労働者どちらからの相談でも受け付けています。
両立支援のための就業規則の変更などの環境整備についての相談もできます。

機関名	電話番号	受付時間等
独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター	055-220-7020	8:30～17:15（土日祝除く） 電話相談は9:00～17:00 窓口相談・個別訪問は予約制

山梨県がん患者サポートセンター

がん患者必携

<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/wp-content/uploads/2018/04/467e3b4f91abb0269cbd02d4fa202d9a-1.pdf>

山梨県が委託して実施している「がんの患者の総合相談窓口」です。
患者や家族の悩みや不安への相談に応じています。

相談員	電話番号	受付時間等
専門医	055-227-8740	面談：不定期（完全予約制）
保健師		電話相談：毎週火曜日 13:00～17:00（予約不要） 面談：毎週火曜日 13:00～17:00（要予約）
社会保険労務士		電話相談：毎月第3火曜日 13:00～16:00（予約不要） 面談：毎月第3火曜日 13:00～16:00（要予約）
ピアサポーター		相談：毎週火曜日 13:00～16:00

がん相談支援センター

事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/documents/handbook.pdf>

がん専門相談員として研修を受けたスタッフが対応します。
その病院に通院していなくても相談を受けることができます。

がん診療連携拠点病院等	電話番号	受付時間
山梨県立中央病院	055-253-7111（内線3912/1214）	8:30～17:00（土日祝・年末年始除く）
山梨大学医学部附属病院	055-273-8093（直通）	9:00～17:00（土日祝・年末年始除く）
富士吉田市立病院	0555-22-4111（内線3104）	8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）
山梨厚生病院	0553-23-1311（内線2012）	9:00～17:00（土日祝・年末年始除く）
市立甲府病院	055-244-1111（内線1182）	8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

肝疾患相談窓口

機関名	電話番号	受付時間等
山梨大学医学部附属病院	055-273-1111	電話相談・窓口相談：10:00～16:00（土日祝除く）

山梨県難病相談・支援センター

相談員	電話番号	受付時間等
相談・支援員	055-244-5260	電話相談・窓口相談：9:00～16:00（土日祝除く）

不妊（不育）相談センター・ルピナス

相談員	電話番号	受付時間等
保健師 専門医・心理カウンセラー	055-254-2001	電話相談：毎週水曜日15:00～19:00（祝日年末年始を除く） 面接相談：第2・第4水曜日（要予約）

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

「職場の健康診断実施強化月間」の取組について

山梨労働局

取組の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「職場の健康診断強化月間」と位置づけ、集中的・重点的な指導を行う。

期間

令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日（全国労働衛生週間準備期間）

取組の内容

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 3 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1 の (1) については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに 1 の (3) については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 8 年 10 月 1 日健康診断結果措置指針公示第 1 号、平成 29 年 4 月 14 日最終改正）を

十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数 50 人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第 27 条第 3 項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 1 号保発 0731 第 4 号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正についてに基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和 3 年 6 月 11 日に健保法が改正され、令和 4 年 1 月より、特定健康診査の対象とならない 40 歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添 1 のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等(1)により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添 2 のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要

であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

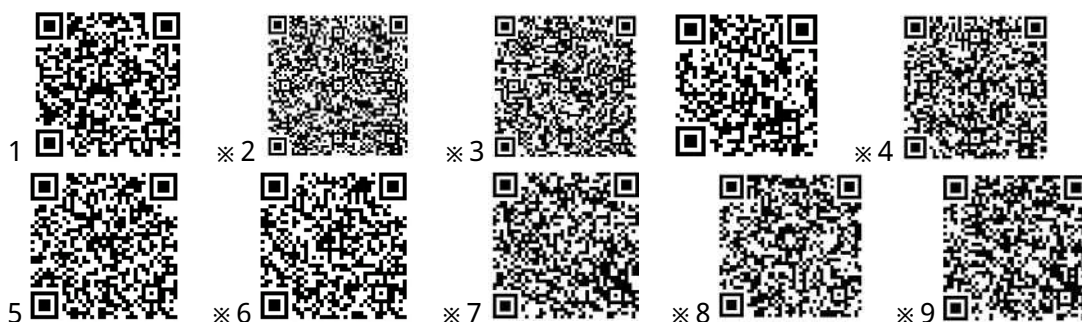
- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)(2)の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進
- ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
- イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等(3)を活用した「体力づくり強調月間」(毎年10月1日~31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
- ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(4)
- イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
- ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施
- エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
- ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
- イ eヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
- ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
- ア アイフレイルチェックリスト(5)や6つのチェックツール(6)を活用した目のセルフチェックの推進

- イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（7～9）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
- イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
- ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (1) 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内（リーフレット）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001089532.pdf>
- (2) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
- (3) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm
 Sport in Life プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>
- (4) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
- (5) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
- (6) 6つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
- (7) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>
- (8) 眼底検査に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>
- (9) 緑内障に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>



山梨県内の労働衛生の概況

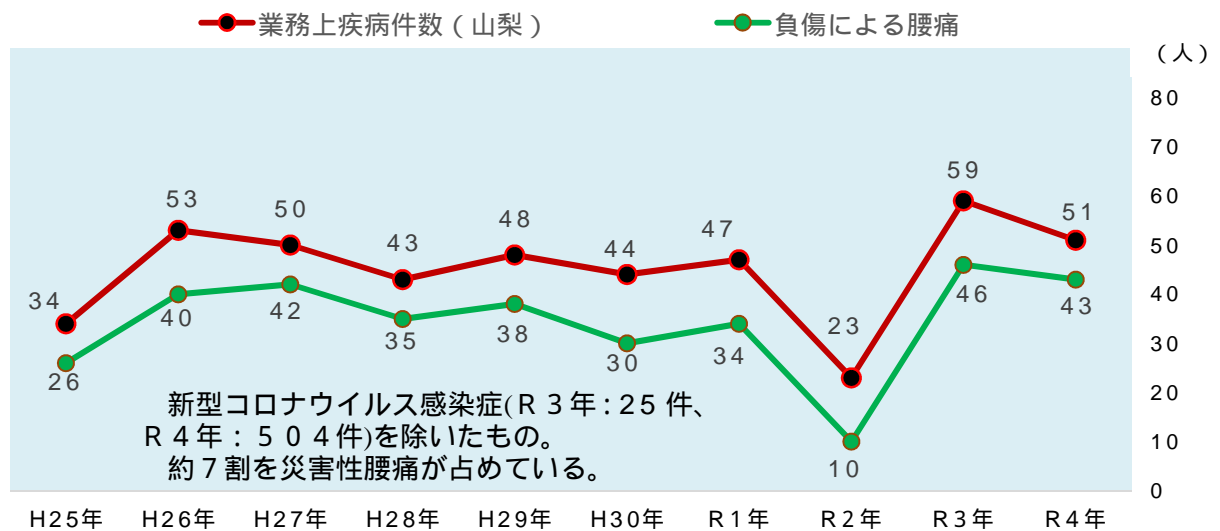
山梨労働局労働基準部健康安全課

平成 25 年から令和 4 年の 10 年間に県下各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業 4 日以上）」、「健康診断結果報告書」等を基に、県内の労働衛生の概況を取りまとめました。

1 業務上疾病の発生状況（図 1）

山梨県内の過去 10 年間の業務上疾病者数は、新型コロナウイルス感染症（R 3 年）を除くと、最近では増減を繰り返す中、令和 3 年は 59 人と前年に比べ大きく増加しました。令和 4 年は 51 人となり再度減少に転じましたが、直近 10 年では 3 番目に多い数字となりました。また業種別の業務上疾病者数が最も多いのは保健衛生業の 17 人（前年 22 人、前年比 - 22.7%）となっています。

図 1 業務上疾病の発生状況（山梨県内）



2 定期健康診断実施状況（図 2、3）

山梨県内における有所見率は平成 27 年以降増加経過にあり、令和 4 年の有所見率は 60.5%（前年比：- 0.6%）で、全国の有所見率を 2.3% 上回っています。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が 31.5%、血圧が 20.1%、肝機能検査が 17.4%、血糖検査が 16.4% となっています。

図 2 定期健康診断における有所見率（全国・山梨県内）

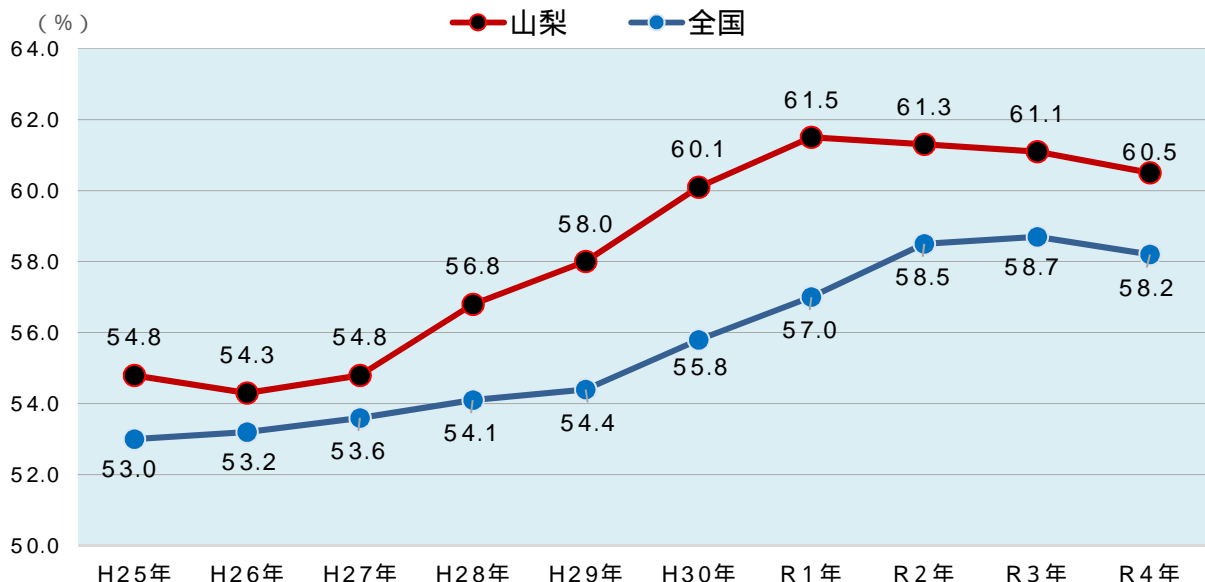
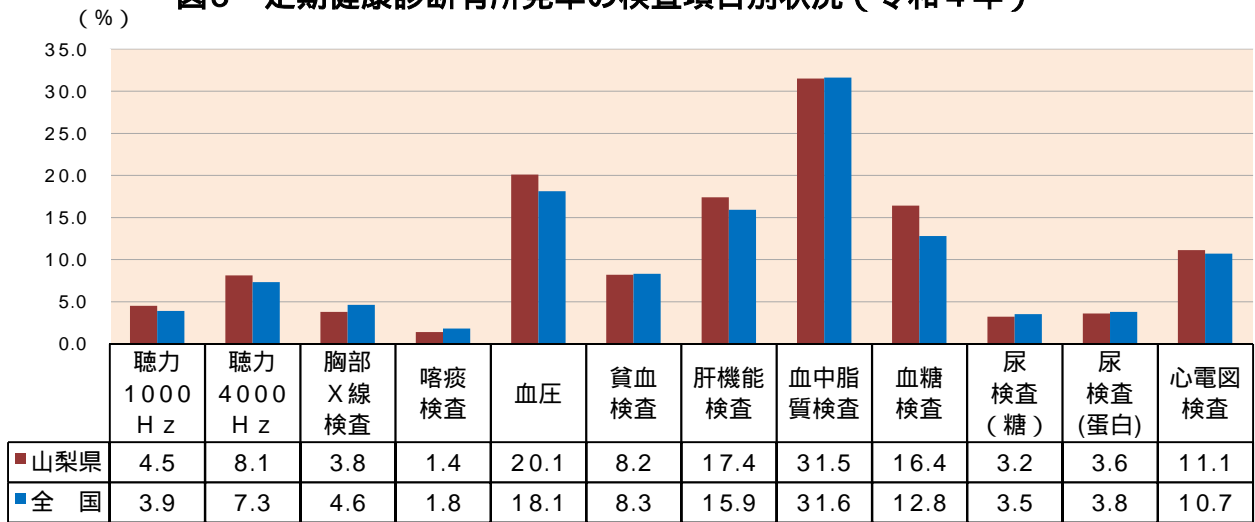


図3 定期健康診断有所見率の検査項目別状況（令和4年）



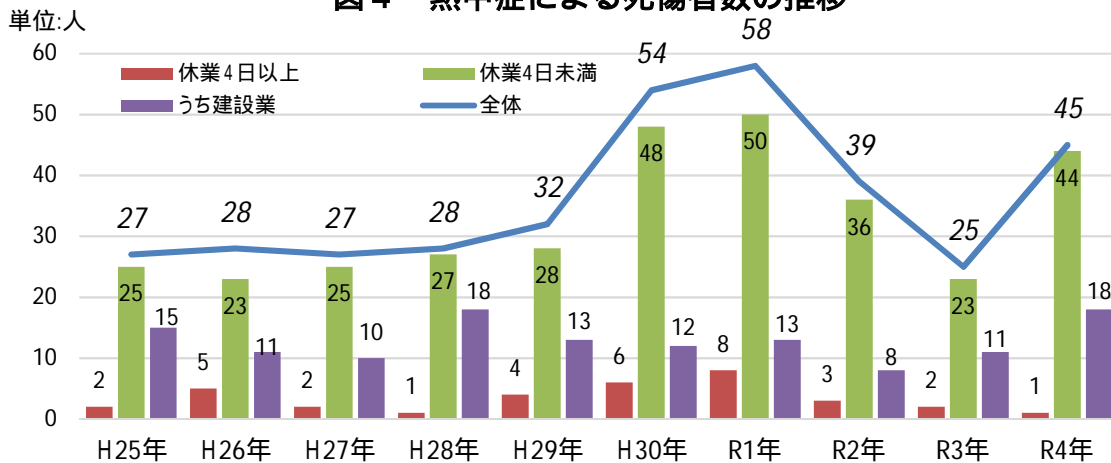
3 熱中症発生状況（図4、5）

山梨県内の令和4年の職場での熱中症による被災労働者は45人で、前年（令和3年）の25人より20人増加しました。

発生件数の内訳を業種別にみると、建設業が18人と最も多く、続いて製造業が14人、運送業、商業がそれぞれ3人などとなっています。また被災労働者の年齢を見ると、令和4年は20歳台以下が最多で全体の3分の1を占めています。

山梨労働局では、労働災害防止団体等と連携して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者の協力のもと、熱中症予防に取り組ましましょう！

図4 熱中症による死傷者数の推移



平成25年から平成29年までは毎年30人前後で推移していたが、平成30年に50人を超え、令和元年は過去最多の58人となった。令和3年は30人未満に減少したが、7月に勝沼で最高気温40.2度を記録するなど酷暑の夏を迎えたこと、令和3年の新型コロナウイルス感染防止のための出勤抑制を行っていたことの反動からか、令和4年は再び増加に転じた。

図5 業種別発生件数（令和4年）

